

令和6年度北海道地方最低賃金審議会
第3回北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金専門部会
議事要旨

1 日 時 令和6年10月2日(木) 13:22～14:15

2 場 所 札幌第一合同庁舎 北海道労働局 7階会議室

3 出席者

公益代表委員 3名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

事務局 4名

4 議事次第

(1) 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金改正決定に関する審議

(2) その他

5 議事内容

(1) 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金改正決定に関する審議

① 議事を一時中断し、労働者代表委員と使用者代表委員が協議を行った。

② 議事を再開し、使用者代表委員より、労働者代表委員の提示額である現行990円より50円引き上げ1,040円を受け入れる表明があった。

③ 審議の結果、全会一致により以下の結論に至った。

時間額 1,040円(引上げ額50円)

発効日 令和6年12月1日

④ 報告文(案)・答申文(案)の作成、協議を行った後、労働局長へ答申を行い結審した。

※ 最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決定を本審の決定とした。

(2) その他

特になし。